

No.	件名・内容	回答
1	<p>教育委員の定数を地教行法第3条前段のとおり4名とする</p> <p>(内容)</p> <p>政策提言内容：教育委員の定数を地教行法第3条前段のとおり4名とすること。</p> <p>理由については、下記(1)～(5)のとおりです。</p> <p>(1) 教育委員の定数が現在の5人とされている理由</p> <p>私が調べたところ、教育委員の人数を地教行法第3条前段に定められている4人よりも1名増員する（法改正前は5人→6人、現在は法定4人→5人に増員）理由として「市民の多様な意向を教育行政に一層反映することができるようするため」（2009年3月市議会における教育総務部長の説明）が挙げられています。</p> <p>(2) 「全員一致・異議無し」の状況が20年以上続いている実態</p> <p>教育委員会（定例会・臨時会）の議案審議において、少なくとも20年の長きにわたって「全員一致・異議無し」の状況が続き、事務局が提案する議案に対しての反対意見は全くありません。</p> <p>私は、ほぼ毎回教育委員会の定例会を傍聴していますが、議案の審議や「協議」の際に、教育委員の方々が事務局提案に反対する意見を述べているのを聞いたことがありません。提案の文言の表現の仕方（国語的な意味で）などは指摘することがありますが、それは定例会前に連絡をすれば済む話であり、問題の本質を突いた質問や意見は皆無であると言えます。そこには上述の(1)で教育総務部長が説明している「市民の多様な意向」は微塵もありません。</p> <p>(3) 平方幼稚園廃園さえ「全員一致・異議無し」という実態</p> <p>たとえば、最終的には閉園された平方幼稚園について、教育委員の一人の反対もなく閉園を提案したところ、市議会で2度にわたって否決されるという事実があります。</p>	<p>委員の定数につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、委員の数の弾力化が図れるとともに保護者からの選任が義務付けられることを受け、市民の多様な意向を教育行政に一層反映することができるようするため増員しております。</p> <p>ご提言いただきました教育委員の委員を4人に減員することについては、今後の教育委員会の組織を考えるなかで一つの提言として参考にさせていただきます。</p>

<p>少し考えれば分かることですが、（議会がそうであるように）多様な意向があるならば、事務局から提案された議案に対して賛否が分かれるのがむしろ普通です。</p> <p>(4)他の自治体の例（県内40市と杉並区の例）</p> <p>埼玉県内40市（さいたま市を含む）の内、教育委員が4人の市は33市（比率は82.5%）となっています。</p> <p>また、川越市の教育委員の定数は4人ですが、現在は2名欠員となっています。</p> <p>なお、東京都杉並区は、人口が上尾市の2.48倍の57万人ですが、教育委員は4人であり、内、女性の教育委員が3人（つまり、比率は75%）となっています。</p> <p>(5)結論（政策提言）と改正手続きについて</p> <p>上記(1)～(4)を踏まえれば、次のように結論付けられます。</p> <p>今のような状況では、教育委員会の会議は全く「市民の多様な意見は反映されていない」と思われることから、教育委員をわざわざ5人置く必要などなく、地教行法の「第三条 教育委員会は、教育長及び四人の委員をもつて組織する。」のとおり、4人で十分です。</p> <p>なお、教育委員の人数を変更することの手続きについては、教育総務課から、文献（木田宏『逐条解説 地方教育行政の組織及び運営に関する法律』）を引用して教示がされています。</p> <p>すなわち、「委員の定数を減員する場合は、委員の任期途中では法定されている事由以外ではこれを罷免することができないことから、委員の任期満了に合わせて委員の定数を定めた条例を廃止すればよい」とのことです。</p> <p>したがって、現在の教育委員の任期満了に合わせ、「上尾市教育委員会の委員の定数を定める条例」を改正すれば足りることになります。</p>	<p>【受付 No.】 7-2004</p> <p>【受付日】 令和7年5月30日</p> <p>(担当) 教育総務課（電話）048-775-9469</p>
---	---

2	<p>地教行法にしたがって「教育委員の年齢の偏り」を解消してください</p> <p>(内容)</p> <p>上尾市の現状を見ると、教育委員は男性3名・女性2名となっていますが、男性3名の教育委員の年齢層は明らかに偏りが見られます。</p> <p>この3名の教育委員の任命については、上尾市長が議会の合意を得るための議案としている経緯があることから、次回以降の教育委員の任命にあたり、年齢の偏りを無くすように人選をすすめることを政策提言いたします。</p>	<p>教育委員会委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第4条第5項では、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないとされております。</p> <p>当市においても、教育委員会委員の任命に当たっては、地教行法の規定を踏まえ、年齢、性別、職業等のバランスを考慮しているところでございますが、今後も、教育委員会が合議体として機能し、教育委員会本来の役割を果たせられるよう、委員の任命に努めてまいりたいと存じます。</p>
3	<p>【受付 No.】 7-2006</p> <p>【受付日】 令和7年6月20日</p> <p>教職員の「働き方改革」について</p> <p>(内容)</p> <p>上尾市立小・中学校では、「教員の時間外在校時間を月45時間以内、年間360時間以内にする」という働き方改革の目標を掲げていましたが、令和6年度末にこれを達成した学校はありませんでした。特にある中学校では、教職員25人中8人が月100時間以上残業しており、延べ24月分もの超過勤務が報告されるなど、異常な事態が浮き彫りとなっています。</p> <p>この事態を改善するため、「学校を閉める時刻」を原則夜7時、遅くとも8時とする政策を提言します。これは、目標の月45時間以内達成には、毎日の残業を最大2時間程度に抑える必要があるためです。</p> <p>市の教育委員会では、スクールサポートスタッフや支援員の雇用、授業数削減、夏休み期間の延長などの施策を試みていますが、目標未達成という現実を受け入れ、今までとは異なる視点からの施策が必要です。一日でも早く、夜7時には学校（職員室）の明かりが消えているという状況が定着することを一市民として願っています。</p>	<p>(担当) 教育総務課（電話）048-775-9469</p> <p>現在、市内小・中学校においては、最早入校時間を原則午前7時30分、最遅退校時間を原則午後7時30分としております。その一方で、時間外在校等時間の長い状態が続いている教職員がいることは承知しておりますので、教育委員会といたしましても、その改善に向けてあらゆる取組を推進しているところでございます。</p> <p>今後も引き続き、教職員の時間外在校等時間の縮減に向けて、いただいたご提言も含めて、どのような取組ができるのかを検討し、教職員の効果的な働き方改革を進めてまいります。</p>

	<p>【受付 No.】 7-2010 【受付日】 令和7年6月27日</p>	(担当) 学務課 (電話) 048-775-9604
4	<p>上尾市のフランス語教育の推進について (内容) 上尾市でフランス語教育を推進することで、国際的な重要性を持つフランス語を学び、文化交流や人材育成を促進でき、フランスのライフスタイルや問題解決力に学びながら日本の働き方改革にも寄与し、将来的には交流センターとしての役割が期待できます。 市としての国際感覚を育む教育を通じて、若者の意識改革や世界で活躍できる人材育成を目指し、語学教育や多文化交流を推進することで、日本人の国際競争力を強化し、世界に通じる人材を輩出することが急務であると考えています。また、その結果を見出すには長い年月が必要ですが、着実に前進する過程で日本人の視野を広げ、上尾市から世界へつながる新たな道を開拓する可能性があります。</p>	<p>ご提案いただきました、フランス語教育の推進について、貴重なご意見をいただきましたことに感謝申し上げます。本市では現在、外国語教育、特に英語教育に力を入れております。例えば、市内全小学校で文部科学省から教育課程特例校の指定を受け、小学校1年生から英語活動の授業を実施しております。また、小学生がALTと英語を通して交流を楽しむイングリッシュパーティーの開催や、中学生が外国人講師と英語によるディベートやスピーチなどを通して生きた英語を楽しむ上尾英語クラブ「イングリッシュサロン」を開設するなど、様々な取組を実施しています。</p> <p>このような外国語教育を推進していくことは、フランスを含む多文化理解を深め、多様な他者と協働できる豊かな国際感覚を身に付ける基盤になると考えております。いただいたご意見も参考にさせていただきながら、今後も外国語教育の推進に取り組んでまいります。</p>
5	<p>【受付 No.】 7-2014 【受付日】 令和7年7月5日</p>	(担当) 指導課 (電話) 048-775-9672
	<p>イングリッシュサロンの参加者数の公表について (内容) 上尾市の「政策企画提案制度」により採用され、現在部活動地域移行推進事業として実施している「イングリッシュサロン」の毎月の公民館別参加者数について、市のHP（教育委員会のページ）で公表することを提案します。 [本政策提言の理由] (1) 採用された『政策企画提案 概要調書』によれば、ESは「市長公約に掲げる政策に合致するもの」であり、事業効果として、「参加生徒が生きた英語に触れ、実践的な英語力の向上を図ることができる」とされていること。</p>	<p>上尾市英語クラブ「イングリッシュサロン」は、子供たちが「挑戦したいことに挑戦できる場を創ること」等を目的として推進しております部活動地域移行推進事業の地域クラブの1つとして活動しております。</p> <p>本市では、休日に子供たちが自己の興味関心に合った活動を選択できる新たな場として、様々な地域クラブが活動を始めております。その中で、例えばスポーツの地域クラブであるソフトテニスやサッカー、文化芸術の地域クラブである家庭科や合唱と同じように、英語に興味をもつ子供たちが選択できる特色ある地域クラブとして、上尾市英語クラブ「イングリッシュサロン」を設立しました。</p> <p>イングリッシュサロンではこれまで、ネイティブスピーカーである外国人講師の支援のもと、ディベートや</p>

	<p>(2) 前掲の『概要調書』では、E Sは「市長の思いとしての英会話サークル・サロンの具現化」にあたるとされており、参加者数を含めたE S事業の効果は、市民に向けて公表されて然るべきであること。</p> <p>(3) 例月のE Sの公民館別参加者数を公表することで、年度の中途から参加しようとする児童・生徒にとって「参加者が多いから（または少ないから）参加してみよう」といった動機付けの一つになると考えられること。</p> <p>(4) 現在、情報公開請求することにより各公民館別のE S参加者が公開されており、参加者数は個人情報には当たらないことから、HPで公表しても何ら問題がないこと。</p>	<p>日本紹介動画作成等をはじめとする様々な英語による活動を実施してきました。参加者からは、「英語が苦手だけれど活動が楽しい」や「学校の授業では実施しない活動があって楽しい」等の感想があり、参加者のニーズに合わせた、満足度の高い活動が実施できていると考えております。</p> <p>イングリッシュサロンの活動内容の公表、市民の方への紹介やPRといたしましては、昨年度から広報あげおでの市民の方への紹介を行ったり、報道機関に取り上げていただいたりしております。さらに、小中学校に通う保護者の方へは、他の地域クラブと同じように、活動を紹介するメールを配信したりもしております。</p> <p>毎月の公民館別参加者数の公表は考えておりませんが、今後も広報あげおや部活動地域移行推進事業のHP、保護者や児童生徒向けへの配信メール、報道機関へのプレスリリースなどを予定しており、活動内容を市民の方へお知らせしていく予定です。</p>
6	<p>【受付 No.】 7-2019</p> <p>【受付日】 令和7年7月22日</p> <p>上尾市教育委員会会議規則の改正を (内容) 『上尾市教育委員会会議規則』第3条第1項を次のように改正することを施策提案します。</p> <p>(現行) 会議の招集は、教育長が開会の日前5日までに… (以下略)</p> <p>(改正案) 会議の招集は、教育長が開会の日前7日（または8日）までに… (以下略)</p> <p>(提案理由) ほぼ毎回上尾市教育委員会定例会を傍聴していますが、教育委員のみなさんに共通して「会議資料の読み込み」が不足しているように思います。 具体的には、 *重要な案件であると思われる議案について、質問や意見が全く出ない。 *事前に調べれば（検索すれば）すぐにわかることを質問している（例：「カエル会議とは何ですか？」など） *計画案や方針案の中身ではなく、「国語的」なことを指摘している、など。</p>	<p>(担当) 指導課 (電話) 048-775-9672</p> <p>上尾市教育委員会会議規則第3条第1項の規定については、従来、通知時期を「あらかじめ」として具体的な日数が明記されていなかったことから、議案の作成などで定例会開会の準備に支障が生じない程度として「開会の日前5日まで」と規則の改正を行い、令和2年4月1日から施行された経緯がございます。</p> <p>いただきました提言内容につきましては、準備に係る事務的な負担などを考慮したうえで、今後慎重に検討させていただきます。</p>

	<p>これらは、教育委員のみなさんに向けて会議資料があと数日早く届いていたら解決することもあると思われます。そこで、会議規則を改正することを政策提案します。</p> <p>なお、事務局作成の資料の「国語的な誤り」に教育委員のみなさんが気づいたとすれば、定例会前にメール等で事務局に連絡すればよいことなので、定例会の会議の中での指摘等は避けていただき、中身の論議に集中していただきたいと考えます。</p> <p>【受付 No.】 7-2026 【受付日】 令和7年8月18日</p>	
7	<p>上尾市の歴史・郷土教育について</p> <p>(内容)</p> <p>上尾市の子育て支援施設や街並み、立地の良さ、自然環境、歴史と伝統に好意を持って転入してきました。</p> <p>上尾市には他市町村にも誇れる伝統や歴史、文化財があるにもかかわらず、市立の歴史民俗郷土資料館がなく、資料の数々が散在していることが残念です。</p> <p>地元の歴史教育の重要性を強く感じており、今後、子どもたちが成長する中でも誇れる郷土であることを願っています。</p> <p>中山道の宿場町であった上尾に、是非とも資料館の建設を希望します。</p> <p>【受付 No.】 7-2030 【受付日】 令和7年8月29日</p>	<p>(担当) 教育総務課 (電話) 048-775-9469</p> <p>上尾市には歴史資料等を常設で展示する施設がなく、期間を定めた文化財展を公共施設で実施しています。令和5年度には、上尾丸山公園内の上尾市自然学習館展示室の一部を改修し、上尾の歴史概観と国指定重要民俗文化財「上尾の摘田・畑作用具」を紹介する常設展示場をオープンしました。</p> <p>また、市内の無形民俗文化財の映像記録を制作し、ホームページで公開しております。</p> <p>歴史民俗資料館の建設は、上尾市公共施設等総合管理計画の考え方を踏まえながら、今後検討してまいりたいと考えております。</p> <p>(担当) 生涯学習課 (電話) 048-775-9496</p>
8	<p>教育委員の人選は慎重に</p> <p>(内容)</p> <p>令和7年9月議会で新しい教育委員の任命についての議案が同意されました。</p> <p>当該新教育委員は、令和7年4月から上平北小の学校運営協議会の委員として任命することが令和7年3月の教育委員会定例会で「全員一致・異議</p>	<p>本提案に関するご指摘の「教育委員」と「学校運営協議会委員」の兼務に関する懸念につきまして、現行の法令には当該委員の兼務を一律に禁止する規定は明文されていないことから、法的に問題ないものと認識しておりますが、市議会からの教育委員の任命同意の議決を受け、当該委員から学校運営協議会委員の辞任についての意思を、教育委員会が確認しているとのことでござります。</p>

	<p>無し」で決定しています。</p> <p>つまり、現在（10月5日）は、教育委員と学校運営協議会委員を兼務していることになります。</p> <p>教育委員と学校運営協議会委員を兼務することが認められると、次のような支障が生じます。</p> <p>すなわち、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5の第6項で、「学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べなければならない」とされていることから、上平北小の学校運営協議会として教育委員会に意見を述べ、それについて「合議体としての教育委員会の一員としての教育委員」として審議をするということになるからです。これはどう考えてもおかしなことであり、新しく教育委員に任命された方は、速やかに教育委員または学校運営協議会委員の職のどちらかを辞する必要があると市民として指摘します。</p> <p>教育委員の人選にあたっては、従来、教育長が推薦した人物について市長が人事案として議会にかける、というのが通例になっています。</p> <p>だとすれば、今回、「教育長も」「本人も」「市教委事務局も」「市長部局も」「市長も」誰ひとり「教育委員が学校運営協議会委員を兼ねる」ことについて法的に問題であると気づかなかつたことになります。</p> <p>そのことも含め、教育委員の人選にあたっては慎重に対応するよう政策提言します（提言者としては、20年以上にわたって全員一致・異議無しを繰り返している教育委員会定例会・臨時会の状況があることから、教育委員の人数は法定のとおり4名でよいと考えています）。</p>
<p>【受付 No.】 7-2036</p> <p>【受付日】 令和7年10月5日</p>	<p>（担当） 教育総務課 （電話） 048-775-9469</p>

	<p>に少数のクラスになることが予想されます。一方、隣接する小学校や中学校はクラス数が多い状況です。このため、学区の再編成の必要性を感じています。しかし、地域の反対や大人の事情により学区の変更が進まないようです。また、部活動では、在校生が少なくできなかったり、逆に多すぎて活動場所が不足したりと、不公平な義務教育となる問題が懸念されます。小規模校・大規模校を自由に選べる仕組みを作ってほしいと考えています。</p> <p>【受付 No.】 7-2039 【受付日】 令和7年10月28日</p>	<p>生徒数の調整効果などを考慮して対応しております。記載いただいた地区において、2つの中学校から選択可能な状況については、大規模化の解消を目的として、もう一方の中学校を選択可能にしたものです。</p> <p>なお、令和5年3月改訂の「上尾市学校施設更新計画」においては、8学級以下の状態が5年以上継続する場合、統廃合を含めた学校の再編について検討を開始することとしております。</p> <p>また、お子様が現在活動しているスポーツ種目等が進学予定の中学校にない、かつ、近隣他校にはある場合などについては、指定校変更の配慮が可能な場合がありますので、教育委員会学務課までご相談ください。</p> <p>(担当) 学務課 (電話) 048-775-9604</p>
10	<p>教育長は市民からの疑惑を払拭してください</p> <p>(内容)</p> <p>教育長の勤務姿勢に対し、市民から疑惑が生じています。</p> <p>例えば、市民団体から教育長宛に出された要望に基づく懇談会に、教育長は一度も出席していません。担当課等に確認したところ、「教育長が市民との懇談会に出席してはいけないという決まりは無い」とのことでした。</p> <p>直近では、教育長は市民団体との懇談会開催日に振替休暇を取得しており、市民団体との懇談会を避けているように受け取れます。</p> <p>一方で、教育長は金婚式典・ダイヤモンド婚式典に出席しています。つまり、教育問題を考える市民との懇談会に出席せずに、教育行政とは直接関連性が薄いと考えられる金婚式典に出席していることになります。</p> <p>こうした状況を受け、市民の間で教育長への不信感が増大しております。一日も早く市民とともに上尾の教育を考えいく姿勢に改めていただき、市民からの疑惑を払拭してください。</p> <p>【受付 No.】 7-2042 【受付日】 令和7年11月20日</p>	<p>ご指摘の教育長の勤務や懇談会への出席状況については、教育委員会が所管する事務であり、その判断や運営は教育委員会において適切に行われるものと認識しております。</p> <p>市といたしましては、教育行政に対する市民の皆さまの信頼が確保されるよう、教育委員会と必要な情報共有を図りつつ、引き続き連携に努めてまいります。</p> <p>(担当) 広報広聴課 (電話) 048-775-4918 (回答の発出について)</p> <p>教育総務課 (電話) 048-775-9469 (教育長の勤務について)</p>

11	<p>公文書の発出年月日は正確に (内容)</p> <p>上尾市の教育委員会について調べていく過程で、「上尾市教育委員会教育長（または上尾・桶川・伊奈教育委員会連絡協議会会长）西倉剛」名で発出されている複数の公文書の存在が明らかになりました（例：「上尾・桶川・伊奈教育委員会連絡協議会意見交換会について」などの公文書）。</p> <p>例示した公文書の発出年月日は「令和7年1月吉日」となっています（他の文書も同様に「○年○月吉日」と記載されています）。</p> <p>これらの公文書の発出年月日に「吉日」と記載することは、次の点で疑問が生じます。</p> <p>ア. 公文書の発出日を曖昧にすることは記録性や信頼性に欠けるため、「吉日」などと記載すべきではないこと。</p> <p>イ. 「吉日」は儀礼的・私的な文書にふさわしい表現であり、とりわけ教育委員会が公文書で使うべき語句ではないこと。</p> <p>言うまでもなく、教育長は上尾市の学校教育についても責任を負う立場です。その教育長がこのような公文書を作成していることには、市民として「上尾の教育の責任者として相応しいのか？」という疑念が生じています。</p> <p>このような事実関係を踏まえ、市長は「公文書の発出年月日は正確に日付を明示すること」と教育長に伝えるよう、政策提言いたします。</p> <p>【受付 No.】 7-2046 【受付日】 令和7年12月3日</p>	<p>ご提言いただいた件につきましては、公文書管理に関する貴重な参考意見として、教育委員会と情報共有させていただきます。</p> <p>引き続き教育委員会と連携し、適正な公文書管理を徹底してまいります。</p> <p>(担当)</p> <p>広報広聴課 (電話) 048-775-4918 (回答の発出について)</p> <p>教育総務課 (電話) 048-775-9469 (教育委員会の公文書管理について)</p>
----	---	---